

第50回 農業資材審議会農薬分科会

第50回 農業資材審議会農薬分科会

日時：令和8年2月17日（火）

場所：農林水産省消費・安全局第1会議室

（WEB会議形式の併用開催）

時間：13：30～16：40

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 農薬取締法第3条第1項の農薬の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について
 - ・青枯病菌感染性バクテリオファージRKP180を有効成分として含む農薬（登録）
 - ・イソシクロセラムを有効成分として含む農薬（登録）
 - ・グルホシネートを有効成分として含む農薬（登録）
 - ・シクロピラニルを有効成分として含む農薬（登録）
- (2) 農薬取締法第7条第7項の農薬の変更の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について
 - ・グルホシネートを有効成分として含む農薬（変更の登録）
 - ・ジカンバ（別名MDBA）を有効成分として含む農薬（変更の登録）
 - ・ピカルブトラゾクスを有効成分として含む農薬（変更の登録）
- (3) 農薬取締法第8条第1項の農薬の再評価に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について
 - ・フェンメディファムを有効成分として含む農薬（再評価）
- (4) 令和元年農林水産省告示第480号（農薬取締法第4条第1項第5号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）の一部改正について

- (5) 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約への対応について
- (6) 「農薬の登録申請において提出すべき資料について」の一部改正案についての意見・情報の募集の結果について
- (7) 「農薬分科会における利益相反の防止について」の様式の変更について
- (8) 農薬取締法第39条第1項の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取について
 - ・ 5-ニトグアイアコール・*o*-ニトロフェノール・*p*-ニトロフェノールを有効成分として含む農薬（登録）
 - ・ アシベンズラルS-メチルを有効成分として含む農薬（変更の登録）
 - ・ ジクロルプロップを有効成分として含む農薬（変更の登録）
 - ・ オキサミルを有効成分として含む農薬（再評価）
- (9) 「農薬原体の同等性の評価方法について」の改正について（報告）
- (10) 生活環境動植物に係る長期的な農薬ばく露の影響に関する評価の導入について（答申の報告）
- (11) その他

3. 閉 会

午後1時30分 開会

○宇井室長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第50回農業資材審議会農薬分科会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中御出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

事務局を務めます農産安全管理課農薬対策室の宇井でございます。分科会長に議事進行をお願いするまでの間、進行を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

本日の分科会でございますけれども、会議室とウェブ会議形式のハイブリッドでの開催ということになってございます。また、公開で開催するというので、傍聴の方々にも御参加いただいております。ウェブ会議形式で御出席いただいております委員の皆様におかれましては、差し支えなければ常時カメラをオンにさせていただけると幸いです。

また、発言御希望等ございましたら、画面右側の参加者一覧の挙手のアイコンを押していただきまして、順にお願いしたいと思いますが、急を要する場合等必要があれば、座長からの合図を待たずに御自身でミュートをお外しいただきまして、御発言いただくことも差し支えございません。

また、チャットボックス機能もございます。音声トラブル等ございましたら、こちらのチャットボックス機能を御活用いただきまして、御連絡いただけますと幸いです。

また、万が一回線のトラブルが発生した場合には、委員の皆様には事務局の緊急連絡先をお知らせしておりますので、そちらまで御連絡いただけますと幸いです。

続きまして、本日の委員の出席の状況につきまして御報告申し上げます。

本日でございますけれども、現時点におきまして、委員の方11名、臨時委員の方7名に御出席を頂いております。栗形委員、中村委員におかれましては、本日御欠席と伺っております。

本分科会でございますけれども、農業資材審議会令第7条第1項で委員と臨時委員の過半数の出席で会が成立すると規定されてございます。本日は委員と臨時委員を合わせて20名のところ、18名の皆様に御出席を頂いておりますので、本分科会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の配付資料でございますけれども、机の上に置かせていただいております。また、ウェブで御参加の皆様にはあらかじめ電子ファイルで送付いたしておりますので、こちらにつきま

して御確認を頂き、不備等ございましたら、会議途中でも結構ですので、事務局までお申出いただけますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、ここからの議事進行につきましては、夏目分科会長にお願いしたいと存じます。夏目分科会長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○夏目分科会長 本日は皆様、御多用のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。分科会長の夏目でございます。

それでは、早速議事に移りたいと存じます。

本日は議事次第にございます10の議題について御審議いただきます。限られた時間ではございますが、御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最初の議題であります農薬取締法第3条第1項の農薬の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見についての審議に入ります。

まずは利益相反の状況について御報告をお願いいたします。

○宇井室長 事務局でございます。

第18回の分科会で決定いただきました利益相反の防止に係る規定に基づきまして、事前に皆様方に利益相反の状況について確認をさせていただきました。

その結果、岩田委員及び秋森委員より、御審議いただく全ての剤につきまして、利益相反の申出がございまして、事務局といたしましても利益相反の基準に該当することを確認いたしましたので、御報告申し上げます。

○夏目分科会長 御報告ありがとうございます。

それでは、岩田委員及び秋森委員におかれましては、この議題に係る審議が行われている間は審議に参加しないよう求めることとしたいと思います。

それでは、議題（1）の一つ目の成分の審議を行います。

令和7年5月12日付けで農林水産大臣より当分科会に対し、意見聴取の諮問がされています。青枯病菌感染性バクテリオフェージRKP180を有効成分として含む農薬の登録について御審議いただきます。

まず、事務局、石原農薬審査官より御説明をお願いいたします。

○石原審査官 農薬審査官の石原でございます。私より説明いたします。

資料3を御覧ください。

こちらの資料ですが、本日御審議いただき御了承いただけましたら、答申の別添となる資料でございます。

1 ページを御覧ください。

本微生物農薬ですが、新規申請の微生物農薬として調査、審議が終わり、分科会に報告する微生物農薬となります。令和6年7月に登録の申請を受けまして、生物農薬部会で御審議いただいた微生物農薬になります。

2 ページを御覧ください。

微生物農薬の概要でございます。一般名及び分類はここに記載のとおりでございます。青枯病菌感染性バクテリオファージRKP180というバクテリオファージで、用途は殺菌剤になります。申請の製剤は別紙1に記載の1剤となります。トマト、ミニトマト及びえごまの栽培に用いるものになります。

剤の概要についての説明は以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、生物農薬評価部会における議論の結果を有江委員から御報告いただきます。

○有江委員 生物農薬評価部会部会長の有江でございます。

部会を代表して、青枯病菌感染性バクテリオファージRKP180の審議結果について概要を御報告いたします。

資料3の3ページ目を御覧いただきたいと思います。

一番上の(1)でございますが、①の農薬の製造に用いられる農薬原体の規格について、農薬の製造に用いられる農薬原体の規格は、有効成分である青枯病菌感染性バクテリオファージRKP180に対し設定することとし、含有濃度といたしまして、 2.0×10^{10} PFU/mL以上とすることが妥当であると判断をいたしました。また、農薬原体の分析方法は、その下の②のところに書いてあるとおりでございます。

次に、(2) 人に対する安全性を御覧いただきたいと思います。

青枯病菌感染性バクテリオファージRKP180の農薬原体又は製剤を用いた第一段階の安全性試験(単回経口、単回経気道、単回静脈内及び単回経皮)において、感染性、病原性、毒性及び生残性は認められず、人に対する安全性は問題ないと考えられることから、農薬使用者暴露許容量(AOEL)及び急性農薬使用者暴露許容量(AAOEL)の設定は不要と判断いたしました。

(3)を御覧ください。家畜に対する影響です。

①のミツバチ、②の蚕、それぞれにつきまして青枯病菌感染性バクテリオファージRKP180の農薬原体を用いた影響試験の結果から、ミツバチや蚕に対して影響を及ぼすおそれはないものと判断いたしました。

次に、（４）を御覧いただきたいと思います。

その他の生物に対する影響についてでございます。植物、標的外昆虫等、それから、土壤微生物、これらに対する影響について、資料のとおり影響は認められておりませんので、問題ないと判断をいたしました。

青枯病菌感染性バクテリオファージRKP180の生物農薬評価部会での審議結果の概要は以上となります。

○夏目分科会長 有江委員、ありがとうございました。

次に、事務局より５番目の農薬取締法第４条第１項各号に対する判断の説明をお願いいたします。

○石原審査官 それでは、資料３の４ページを御覧ください。

農薬取締法第４条第１項の各号への該当でございますが、こちらの４ページから５ページまで記載しています。いずれも該当ないと判断いたしました。

説明は以上でございます。

○夏目分科会長 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明のございました青枯病菌感染性バクテリオファージRKP180の登録について、何か御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

特に御意見がないようですので、事務局にお願いしたいのですが、本分科会の答申案の配付をお願いいたします。ウェブで御参加の委員の皆様には、答申案を画面にお示しいたします。

（答申案配付）

○夏目分科会長 それでは、資料を読み上げます。

農薬の登録について（答申）。

令和７年５月１２日付け７消安第７２７号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記。

別添のとおり、青枯病菌感染性バクテリオファージRKP180を有効成分として含む農薬については、農薬取締法（昭和２３年法律第８２号）第４条第１項各号に該当すると認められないことから、登録して差し支えない。

以上。

先ほど御審議いただきました資料３が答申の別添となります。

このとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 なお、答申文について、一部表現上の修正が必要となった場合、分科会長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、青枯病菌感染性バクテリオファージRKP180の登録について、答申案を当分科会の意見として決定したいと思います。

次に、議題（１）の二つ目の成分の審議を行います。

令和５年９月２１日付けで農林水産大臣より当分科会に対し、意見聴取の諮問がされています。イソシクロセラムを有効成分として含む農薬の登録について御審議いただきます。

まず、事務局より御説明をお願いいたします。

○石原審査官 資料４を御覧ください。

こちらの資料ですが、本日御審議いただき御了承いただけましたら、答申の別添になる資料でございます。

１ページを御覧ください。

本剤ですが、新規申請の成分として調査、審議が終わり、分科会に報告する成分となります。令和５年３月に登録の申請を受け、各部会で御審議いただいた成分となります。

２ページを御覧ください。

審議農薬の概要でございます。化学名、構造式等の基本的情報はこちらに記載のとおりでございます。イソシクロセラムという成分で、用途は殺虫剤になります。申請の製剤は別紙１に記載の２剤となります。果樹、野菜、茶等の栽培に用いるものとなります。

剤の概要についての説明は以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、農薬原体部会における議論の結果を水口委員から御報告いただきます。

○水口委員 農薬原体部会の部会長の水口でございます。

部会を代表いたしまして、イソシクロセラムの農薬原体の組成に関わる評価につきまして、審議結果の報告をさせていただきます。

資料４の３ページ、①を御覧ください。

イソシクロセラムは、４種の異性体の混合物であり、①の表では４種の異性体の合計をイソ

シクロセラムと表記しています。農薬の製造に用いられる農薬原体の規格は、有効成分であるイソシクロセラム及び各異性体に対し設定することとし、組成分析の結果に基づき、イソシクロセラムについて960 g/kg以上、各異性体についてそれぞれ記載のとおりとすることが妥当であると判断いたしました。

また、農薬原体中のイソシクロセラム及び各異性体の分析法は、②にお示ししているとおりです。

次に、農薬原体の規格の提案に際し、検討した結果を報告いたします。概要は③から⑤項に記載してあります。

規格の設定根拠とした組成分析に用いられた分析法は、さきの有効成分イソシクロセラム及び各異性体のほか、1 g/kg以上含有されている不純物の分析法について、選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であると判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析は、定量された分析対象の含有濃度の合計が987～993 g/kgであり、妥当と判断いたしました。

農薬原体中に含有されている不純物の毒性につきましては、毒性試験に用いられた農薬原体中の含有濃度、不純物の毒性に関する資料を用いて検討した結果、考慮すべき毒性を有する不純物は認められないと判断いたしました。

農薬の製造に用いられるイソシクロセラムの農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体につきましては、その組成及び毒性を比較した結果、同等であると判断いたしました。

これらの結果を踏まえて、さきの規格を提案させていただきました。

以上です。

○夏目分科会長 水口委員、ありがとうございました。

次に、農薬使用者安全評価部会での議論の結果を櫻井委員から御報告いただきます。

○櫻井委員 農薬使用者安全評価部会の部会長の櫻井です。部会を代表いたしまして、イソシクロセラムの審議結果の報告をさせていただきます。

先ほどの資料5ページを御覧ください。

農薬使用者暴露許容量（AOEL）の設定です。AOELの設定については、その根拠となり得る各試験で得られたイソシクロセラムの無毒性量の最小値、これはラットを用いた90日間反復経口投与毒性試験の雄における精細管変性等に基づく無毒性量で3.9 mg/kg体重/日と判断しました。

また、この無毒性量に近い投与量における経口吸収率が66.4%であり、経口吸収率による補正が必要と判断いたしました。

これらのことから、ラットを用いた90日間反復経口投与毒性試験の無毒性量3.9 mg/kg体重/日を経口吸収率66.4%で補正し、安全係数100で除した0.026 mg/kg体重/日をAOELと設定いたしました。

次に、急性農薬使用者暴露許容量（AAOEL）についてです。

イソシクロセラムの単回経口投与等により生じる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた発生毒性試験の胎児における胸骨分節分離等及びウサギを用いた発生毒性試験の胎児における肋軟骨胸骨結合部不整に基づく無毒性量7.5 mg/kg体重/日でした。また、この無毒性量に近い投与量における経口吸収率は53.0%であり、経口吸収率による補正が必要であると判断いたしました。

以上の結果から、ラットを用いた発生毒性試験及びウサギを用いた発生毒性試験の無毒性量7.5 mg/kg体重/日を経口吸収率53.0%で補正し、安全係数100で除した0.040 mg/kg体重をAAOELと設定いたしました。

続きまして、暴露量の推定です。

イソシクロセラムを有効成分として含む農薬、これは別紙1に挙げられていますが、これらについて適用病虫害雑草等の範囲及び使用方法に従って使用した場合の暴露量を予測式によって推定いたしました。経皮吸収率は、水和剤の経皮吸収試験の結果を用いて精緻化しております。

それにより推定した暴露量は、④のリスク評価にあるとおりAOEL及びAAOELを下回っております。

以上です。

○夏目分科会長 櫻井委員、ありがとうございました。

最後に、農薬蜜蜂影響評価部会での議論の結果を山本委員から御報告いただきます。お願いします。

○山本委員 農薬蜜蜂影響評価部会の部会長の山本でございます。

部会を代表いたしまして、イソシクロセラムの審議結果を報告いたします。

資料4の6ページを御覧ください。

まず、①の毒性指標の設定につきまして、提出された4種の室内毒性試験の半数致死量より、資料4の6ページの表にお示ししたとおり、ミツバチへの影響評価に用いる毒性指標値を定めました。

次に、②の毒性の強さから付される注意事項につきましては、成虫の単回接触毒性及び単回

経口毒性ともに半数致死量であるLD₅₀の値が基準としています11 µg/bee未満であったため、注意事項を要するという判断をいたしました。

最後に、③及び④の暴露量の推計と評価結果ですけれども、資料4の別紙1に記載のイソシクロセラムを含む農薬のうち、ミツバチが暴露する可能性がある適用については、被害防止方法としまして、使用時期を発芽（萌芽）～落花（開花終了）までを除く期間での使用に限る又は使用場所を閉鎖系施設での使用に限るとすることで、その使用に当たって本剤にミツバチが暴露しないと想定されるため、暴露量の推計は行っておりません。

その結果、イソシクロセラムは申請された使用方法に基づき使用される限りにおいて、ミツバチの群の維持に支障を及ぼすおそれはないと判断いたしました。

イソシクロセラムの農薬蜜蜂影響評価部会での審議結果の概要は以上でございます。よろしくお願いたします。

○夏目分科会長 山本委員、ありがとうございました。

次に、事務局より5番目の農薬取締法第4条第1項各号に対する判断の説明をお願いいたします。

○石原審査官 それでは、資料4の7ページを御覧ください。

農薬取締法第4条第1項の各号への該当でございますが、こちらの7ページから11ページまで記載しています。いずれも該当ないと判断いたしました。

説明は以上でございます。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明のございましたイソシクロセラムの登録について何か御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

大井田先生、お願いします。

○大井田臨時委員 本剤はミツバチに対する影響があるということですので、施設内で利用する場合も影響が生じないように適切な対応を取る必要があると思われま。このような使用に当たっての具体的な注意事項等に関しては、この場での議論の対象ではないという認識でよろしいでしょうか。

○石原審査官 それでは、私の方からお答えいたします。

農薬の登録の段階におきましては、いわゆる施設の中で使われるハナバチに対するところの評価というのは自ら安全配慮ができるため、行っていないということで、先生の御認識のとおりとなります。

○夏目分科会長 よろしいでしょうか。

平沢委員、お願いします。

○平沢委員 素人の質問で恐縮ですけれども、この残留基準値について、だいこんの根と葉で大分違っていて、根は食べるものですが、葉はそんなにたくさん食べないからこの数値になっているということですか。

○西岡課長補佐 農薬対策室、西岡です。回答させていただきます。

だいこんの葉の基準値が大きい理由は、だいこんの葉も根も登録時に提出される作物残留試験成績の残留値を基に基準値を設定してございますが、だいこんの根よりも葉の方が、残留量が多いので、基準値が大きくなっているということになります。

どのような基準値であっても、提出された作物残留試験の結果から暴露評価を行い、ADIやARFDを超えないことを確認して、問題ないことを確認して登録しております。

○平沢委員 分かりました。

○夏目分科会長 そのほか、いかがでしょうか。

私からも一ついいですか。今回の剤は4種類の異性体の混合物ということなのですが、こういう混合物の場合に剤によっては活性とか安定性あるいは毒性にかなり違いがある場合もあると思うのですが、一般的にどういうふうにこういう混合物は評価されているのでしょうか。

○西岡課長補佐 御質問について回答させていただきます。

有効成分が混合物である場合においては、その混合物での毒性試験を行い、その評価を行っております。有効成分中の混合物の存在比については、定めた原体規格の範囲内で、品質管理を行っていて、その比であれば問題ないことを確認しております。その比の原体の毒性試験で安全性を評価しているということになります。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

○西岡課長補佐 また、各種の代謝試験、土壌、環境、植物、家畜といった各種の代謝試験においては、その異性体の存在比や、それがどのように減少したり、代謝されたりというところを確認しております。そのような試験から、問題ないことが確認できれば登録となります。今回の場合も同様に各種の代謝試験で顕著な変化が認められなかったことや提出された毒性試験での各異性体の存在比と実際に製造する原体での各異性体の存在比から問題ないとしております。

以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

それでは、議論も大体出たようですので、事務局にお願いしたいのですが、本分科会の答申案の配付をお願いいたします。ウェブで御参加の委員の皆様には、答申案を画面上にお示しいたします。

(答申案配付)

○夏目分科会長 それでは、資料を読み上げます。

農薬の登録について（答申）。

令和5年9月21日付け5消安第3424号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記。

別添のとおり、イソシクロセラムを有効成分として含む農薬については、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第4条第1項各号に該当すると認められないことから、登録して差し支えない。

以上。

先ほど御審議いただきました資料4が答申の別添となります。このとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 なお、答申文について、一部表現上の修正が必要となった場合、分科会長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 御異議ないようですので、ありがとうございました。

それでは、イソシクロセラムの登録について、答申案を当分科会の意見として決定したいと思います。

次に、議題（1）の三つ目の成分の審議を行います。

令和6年11月18日付けで農林水産大臣より当分科会に対し、意見聴取の諮問がされています。グルホシネートを有効成分として含む農薬の登録について御審議いただきます。

まず、事務局より説明をお願いいたします。

○石原審査官 それでは、資料5を御覧ください。

こちらの資料ですが、本日御審議いただき、御了承いただけましたら答申の別添となる資料でございます。

1 ページを御覧ください。

本剤ですが、後発の新規申請の成分として調査、審議が終わり、分科会に報告する成分となります。令和4年3月に登録の申請を受け、各部会で御審議いただいた成分となります。

なお、本剤は後発の新規申請成分であるため、先発剤の再評価までは使用者及びミツバチに関する評価につきましては、従前の評価方法に基づいて実施することとなっております。

2 ページを御覧ください。

剤の概要でございます。化学名、構造式等の基本的情報はこちらに記載のとおりでございます。グルホシネートという成分で、用途は除草剤になります。申請の製剤は別紙1に記載の1剤となります。果樹、野菜、麦等の栽培で用いるものでございます。

剤の概要についての説明は以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、農薬原体部会における議論の結果を水口委員から御報告いただきます。

○水口委員 グルホシネートの農薬原体の組成に関わる評価につきまして、審議結果の報告をさせていただきます。

資料5の3ページ、①を御覧ください。

農薬の製造に用いられる農薬原体の規格は、有効成分であるグルホシネート酸に対し設定することとし、組成分析の結果に基づき、900 g/kg以上とすることが妥当であると判断いたしました。また、農薬原体中のグルホシネート酸の分析法は②にお示ししているとおりです。

次に、農薬原体の規格の提案に際し検討した結果を報告いたします。概要は③から⑤項に記載してあります。

規格の設定根拠とした組成分析に用いられた分析法は、さきの有効成分グルホシネート酸のほか、1 g/kg以上含有されている不純物の分析法について、選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であると判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析は、定量された分析対象の含有濃度の合計が1,005～1,008 g/kgであり、妥当と判断いたしました。

農薬原体中に含有されている不純物の毒性につきましては、毒性試験に用いられた農薬原体中の含有濃度、不純物の毒性に関する資料を用いて検討した結果、考慮すべき毒性を有する不純物は認められないと判断いたしました。

農薬の製造に用いられるグルホシネートの農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体につきましては、その組成及び毒性を比較した結果、同等であると判断いたしました。これらの結果

を踏まえて、さきの規格を提案させていただきました。

以上となります。

○夏目分科会長 水口委員、ありがとうございました。

次に、農薬使用者安全評価部会での議論の結果を櫻井委員から御報告いただきます。

○櫻井委員 農薬使用者安全評価部会の部会長の櫻井です。部会を代表いたしまして、グルホシネートの審議結果の報告をさせていただきます。

資料5の4ページを御覧ください。

グルホシネート原体を用いた急性吸入毒性及び皮膚感作性並びに製剤を用いた急性経口毒性、急性経皮毒性、皮膚刺激性、眼刺激性及び皮膚感作性に関する試験成績を審議いたしました。

その結果、眼刺激に係る注意事項及び適用場所が公園、堤とう等である場合の注意事項を付すこととすれば、農薬使用者の健康に著しい影響を与えるおそれはないと判断いたしました。

以上です。

○夏目分科会長 ありがとうございました。

最後に、農薬蜜蜂影響評価部会での議論の結果を山本委員から御報告いただきます。

○山本委員 グルホシネートの審議結果を報告いたします。

資料5の5ページを御覧ください。

①のミツバチ影響試験の結果ですけれども、提出された2種の室内毒性試験の結果である半数致死量は、資料5の5ページの表にお示ししたとおりです。

次に、②の毒性の強さから付される注意事項につきましては、成虫の単回接触毒性及び単回経口毒性ともに半数致死量であるLD₅₀の値が基準としている11 µg/bee以上であったため、注意事項は要さないという判断をいたしました。

グルホシネートの農薬蜜蜂影響評価部会での審議結果の概要につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○夏目分科会長 山本委員、ありがとうございました。

最後に、事務局より農薬取締法第4条第1項各号に対する判断の説明をお願いいたします。

○石原審査官 それでは、資料5の6ページを御覧ください。

農薬取締法第4条第1項の各号への該当でございますが、6ページから12ページまで記載しております。いずれも該当ないと判断いたしました。

説明は以上でございます。

○夏目分科会長 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明のございましたグルホシネートの登録について何か御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

私から一つお聞きしたいのですが、使用者安全評価部会のところの注意事項の3)で「公園、堤とう等で使用する場合は」ということですが、農薬というのは基本的に畑、田んぼ、果樹園とかそういうところ以外では使わないものではないのですか。

○西岡課長補佐 事務局より説明させていただきます。

公園、堤とう等といった場所であっても、作物を管理するような場所ですと農薬を植栽管理のために使用するということがございます。

○夏目分科会長 そのような場合が考慮に入る場合もあるということなのですね。

○西岡課長補佐 はい。そうです。入る場合もございます。

○夏目分科会長 他にいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、事務局にお願いしたいのですが、本分科会の答申案の配付をお願いいたします。ウェブで御参加の委員の皆様には、答申案を画面にお示しいたします。

(答申案配付)

○夏目分科会長 それでは、資料を読み上げます。

農薬の登録について(答申)。

令和6年11月18日付け6消安第4481号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記。

別添のとおり、グルホシネートを有効成分として含む農薬については、農薬取締法(昭和23年法律第82号)第4条第1項各号に該当すると認められないことから、登録して差し支えない。

以上。

先ほど御審議いただきました資料5が答申の別添となります。このとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 なお、答申文について、一部表現上の修正が必要となった場合、分科会長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、グルホシネートの登録について、答申案を問う分科会の意見として決定したいと思いを思います。

次に、議題（１）の四つ目の成分の審議を行います。

令和6年2月13日付けで農林水産大臣より当分科会に対し、意見聴取の諮問がされています。シクロピラニルを有効成分として含む農薬の登録について御審議いただきます。

まず、事務局より御説明をお願いいたします。

○石原審査官 資料6を御覧ください。

こちらの資料ですが、本日御審議いただき御了承いただけましたら、答申の別添となる資料でございます。

1 ページを御覧ください。

本剤ですが、新規申請の成分として調査、審議が終わり、分科会で報告する成分となります。令和5年7月に登録の申請を受け、各部会で御審議いただいた成分です。

2 ページを御覧ください。

審議農薬の概要でございます。化学名、構造式等の基本的情報はこちらに記載のとおりでございます。シクロピラニルという成分で、用途は除草剤になります。申請の製剤は別紙1に記載の2剤でございます。稲の栽培に用いる除草剤です。

剤の概要についての説明は以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、農薬原体部会における議論の結果を水口委員から御報告いただきます。

○水口委員 シクロピラニルの農薬原体の組成に関わる評価につきまして、審議結果の報告をさせていただきます。

資料6の3ページ、①を御覧ください。

農薬の製造に用いられる農薬原体の規格は、有効成分であるシクロピラニルに対し設定することとし、組成分析の結果に基づき、970 g/kg以上とすることが妥当であると判断いたしました。また、農薬原体中のシクロピラニルの分析法は、②にお示ししているとおりです。

次に、農薬原体の規格の提案に際し、検討した結果を報告いたします。概要は③から⑤項に記載してございます。

規格の設定根拠とした組成分析に用いられた分析法は、さきの有効成分シクロピラニルのほか1 g/kg以上含有されている不純物の分析法について、選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であると判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析は、定量された分析対象の含有濃度の合計が991～994 g/kgであり、妥当と判断いたしました。

農薬原体中に含有されている不純物の毒性については、毒性試験に用いられた農薬原体中の含有濃度、不純物の毒性に関する資料を用いて検討した結果、考慮すべき毒性を有する不純物は認められないと判断いたしました。

農薬の製造に用いられるシクロピラニルの農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体については、その組成及び毒性を比較した結果、同等であると判断いたしました。これらの結果を踏まえ、さきの規格を提案させていただきました。

以上です。

○夏目分科会長 水口委員、ありがとうございました。

次に、農薬使用者安全評価部会での議論の結果を櫻井委員から御報告いただきます。

○櫻井委員 それでは、先ほどの評価書の4ページを御覧ください。農薬使用者安全評価部会での審議の結果を御報告いたします。

まず、農薬使用者暴露許容量（AOEL）ですが、この設定の根拠となり得る各試験で得られたシクロピラニルの無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた発生毒性試験の胎児における低体重、これに基づく無毒性量6 mg/kg体重/日でした。また、この無毒性量に近い投与量における経口吸収率は89.4～93.1%であり、80%以上であったことから、経口吸収率による補正は必要ないと判断しております。

これらのことから、ラットを用いた発生毒性試験の無毒性量6 mg/kg体重/日を安全係数100で除した0.06 mg/kg体重/日をAOELと設定いたしました。

次に、AAOELの設定です。

シクロピラニルの単回経口投与等により生じる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ウサギを用いた発生毒性試験の母動物における体重減少及び摂餌量減少に対する無毒性量60 mg/kg体重/日であり、AOELと同様に経口吸収率による補正は必要ないと判断し、安全係数100で除した0.60 mg/kg体重を急性農薬使用者暴露許容量（AAOEL）と設定いたしました。

暴露量の推定については、シクロピラニルを有効成分として含む農薬について、適用病害虫雑草等の範囲及び使用方法に従って使用した場合の暴露量を予測式によって推定いたしました。その結果、④に書いてありますとおり推定した暴露量は、AOEL及びAAOELを下回っております。

以上です。

○夏目分科会長 櫻井委員、ありがとうございました。

最後に、農薬蜜蜂影響評価部会での議論の結果を山本委員から御報告いただきます。

○山本委員 シクロピラニルの審議結果を報告いたします。

資料6の5ページを御覧ください。

まず、①の毒性指標の設定につきまして、提出されました3種の室内毒性試験の半数致死量によりまして、資料6の5ページの表にお示ししたとおり、ミツバチへの影響評価に用いる毒性指標値を定めました。

次に、②の毒性の強さから付される注意事項につきましては、成虫の単回接触毒性及び単回経口毒性ともに半数致死量であるLD₅₀の値が基準としている11 µg/bee以上であったため、注意事項は要さないという判断をいたしました。

最後に、③及び④の暴露量の推計と評価結果ですけれども、資料6の別紙1に記載のシクロピラニルを含む農薬のうち、ミツバチが暴露する可能性がある適用につきまして、予測式又は実測値を用いて暴露量を推計いたしました。推計した暴露量を毒性指標値で除しまして、その数値と蜂個体、すなわちミツバチの成虫及び幼虫への影響が懸念される水準である0.4と比較した結果、暴露量を推計した全ての適用におきまして、蜂個体への影響が懸念される水準を超えないということを確認いたしました。

以上より、シクロピラニルは申請された使用方法に基づき使用される限りにおいて、ミツバチの群の維持に支障を及ぼすおそれはないと判断いたしました。

シクロピラニルの農薬蜜蜂影響評価部会での審議結果の概要は以上でございます。よろしくお願いたします。

○夏目分科会長 山本委員、ありがとうございました。

では、事務局より農薬取締法第4条第1項各号に対する判断の説明をお願いいたします。

○石原審査官 それでは、資料6の6ページを御覧ください。

農薬取締法第4条第1項の各号への該当でございますが、こちらの資料の6ページから9ページまで記載しております。いずれも該当ないと判断いたしました。

説明は以上でございます。

○夏目分科会長 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明のございましたシクロピラニルの登録について何か御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

それでは、事務局にお願いしたいのですが、本分科会の答申案の配付をお願いいたします。
ウェブで御参加の委員の皆様には、答申案を画面にお示しいたします。

(答申案配付)

○夏目分科会長 それでは、資料を読み上げます。

農薬の登録について（答申）。

令和6年2月13日付け5消安第6434号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記。

別添のとおり、シクロピラニルを有効成分として含む農薬については、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第4条第1項各号に該当すると認められないことから、登録して差し支えない。

以上。

先ほど御審議いただきました資料6が答申の別添となります。このとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 なお、答申文について、一部表現上の修正が必要となった場合、分科会長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、シクロピラニルの登録について、答申案を当分科会の意見として決定したいと思います。

次に、議題（2）の農薬取締法第7条第7項の農薬の変更の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見についての審議に入ります。

まずは利益相反の状況について御報告をお願いいたします。

○宇井室長 事務局でございます。

第18回の分科会で決定いただきました利益相反の防止に係る規定に基づきまして、事前に皆様方に利益相反の状況につきまして確認をさせていただいております。

その結果、岩田委員及び秋森委員より議題（2）で御審議いただく全ての剤につきまして利益相反の申出がございました。事務局としても利益相反の基準に該当することを確認いたしましたので、御報告申し上げます。

○夏目分科会長 御報告ありがとうございます。

それでは、岩田委員及び秋森委員におかれましては、議題（２）に係る審議が行われている間は審議に参加しないよう求めることとしたいと思います。

それでは、議題（２）の審議を行いたいと思います。

令和７年５月１２日付けで農林水産大臣より当分科会に対し、意見聴取の諮問がされております。グルホシネートを有効成分として含む農薬の変更の登録について御審議いただきます。

まず、事務局より御説明をお願いいたします。

○石原審査官 それでは、資料７を御覧ください。

こちらの資料ですが、本日御審議いただき御了承いただけましたら、答申の別添となる資料でございます。

１ページを御覧ください。

本剤ですけれども、グルホシネート、こちらは既登録の方の先発剤のグルホシネートになります。変更申請の成分として調査、審議が終わりまして、分科会に報告する成分となります。令和６年９月に変更の登録の申請を受けまして、原体部会で御審議していただいたものになります。

２ページを御覧ください。

審議農薬の概要でございます。化学名、構造式等の基本的情報はこちらに記載のとおりでございます。用途は除草剤で、麦類、果樹類、野菜類等の栽培で使用されている除草剤になります。

剤の概要についての説明は以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、農薬原体部会における議論の結果を水口委員から御報告いただきます。

○水口委員 グルホシネートの農薬原体の組成に関わる評価につきまして、審議結果の報告をさせていただきます。

資料７の３ページ、①を御覧ください。

農薬の製造に用いられる農薬原体の規格は、有効成分であるグルホシネート酸に対し設定することとし、組成分析の結果に基づき、水を除いた乾物換算の値として870 g/kg以上とすることが妥当であると判断いたしました。また、農薬原体中のグルホシネート酸の分析法は、②にお示ししているとおりです。

次に、農薬原体の規格の提案に際し検討した結果を報告いたします。概要は③から⑤項に記載してあります。

規格の設定根拠とした組成分析に用いられた分析法は、さきの有効成分グルホシネート酸のほか、1 g/kg以上含有されている不純物の分析法について、選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であると判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析は、定量された分析対象の含有濃度の合計が990～1,021 g/kgであり、妥当と判断いたしました。

農薬原体中に含有されている不純物の毒性については、毒性試験に用いられた農薬原体中の含有濃度、不純物の毒性に関する資料を用いて検討した結果、考慮すべき毒性を有する不純物は認められないと判断いたしました。

農薬の製造に用いられるグルホシネートの農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体については、その組成及び毒性を比較した結果、同等であると判断いたしました。これらの結果を踏まえ、さきの規格を提案させていただきました。

以上です。

○夏目分科会長 水口委員、ありがとうございました。

次に、事務局より農薬取締法第4条第1項各号に対する判断の説明をお願いいたします。

○石原審査官 それでは、資料7の4ページを御覧ください。

農薬取締法第4条第1項の各号への該当でございますが、こちらの資料の4ページと5ページに記載しております。いずれも該当ないと判断いたしました。

説明は以上でございます。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明のございましたグルホシネートの変更の登録について何か御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

私から一つ、原体部会のグルホシネート酸の分析方法のところですけども、先ほどの1番目の議題に出てきた資料5のところと書き方が違うのですが、このCIPAC法というのは、中身的には同じ分析方法でしょうか。

○柴田審査官 事務局でございます。

こちらは先ほどのものが後発品のもので、今回御審議いただいているのが先発品ということで、それぞれメーカーも異なりますので、それぞれ分析法は異なるということで、同じ分析対象であっても別の方法で測定されています。ただ、どちらも分析法としては妥当であったということでございます。

○夏目分科会長 メーカーの方から申請された分析法が妥当であると部会で審議するということですね。

○柴田審査官 はい。そのとおりでございます。

○夏目分科会長 了解しました。

いかがでしょうか。御質問、御意見等ありますか。

それでは、事務局にお願いしたいのですが、本分科会の答申案の配付をお願いいたします。

ウェブで御参加の委員の皆様には、答申案を画面にお示しいたします。

(答申案配付)

○夏目分科会長 それでは、資料を読み上げます。

農薬の変更の登録について(答申)。

令和7年5月12日付け7消安第731号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

別添のとおり、グルホシネートを有効成分として含む農薬については、農薬取締法(昭和23年法律第82号)第4条第1項各号に該当すると認められないことから、変更の登録をして差し支えない。

以上。

先ほど御審議いただきました資料7が答申の別添となります。このとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 なお、答申文について、一部表現上の修正が必要となった場合、分科会長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、グルホシネートの変更の登録について、答申案を当分科会の意見として決定したいと思います。

続いて、議題(2)の二つ目の成分の審議を行いたいと思います。

令和7年9月19日付けで農林水産大臣より当分科会に対し意見聴取の諮問がされております。ジカンバ(別名MDBA)を有効成分として含む農薬の変更の登録について御審議いただきます。

まず、事務局より説明をお願いいたします。

○石原審査官 資料8を御覧ください。

こちらの資料ですが、本日御審議いただき御了承いただけましたら、答申の別添になる資料でございます。

1 ページを御覧ください。

本剤ですが、変更申請の成分といたしまして、調査、審議が終わり、分科会に報告する成分となります。令和6年12月に変更の登録の申請を受け、原体部会で御審議いただいたものになります。

2 ページを御覧ください。

審議農薬の概要でございます。化学名、構造式等の基本的情報はこちらに記載のとおりでございます。用途は除草剤で、芝、牧草等の栽培に使用されている除草剤でございます。

剤の概要についての説明は以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、農薬原体部会における議論の結果を水口委員から御報告いただきます。

○水口委員 ジカンバの農薬原体の組成に関わる評価につきまして、審議結果の報告をさせていただきます。

資料8の3ページ、①を御覧ください。

農薬の製造に用いられる農薬原体の規格は、有効成分であるジカンバに対し設定することとし、組成分析の結果に基づき、960 g/kg以上とすることが妥当であると判断いたしました。また、農薬原体中のジカンバの分析法は、②にお示ししているとおりです。

次に、農薬原体の規格の提案に際し検討した結果を報告いたします。概要は③から⑤項に記載してあります。

規格の設定根拠とした組成分析に用いられた分析法は、さきの有効成分ジカンバのほか、1 g/kg以上含有されている不純物の分析法について、選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であると判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析は、定量された分析対象の含有濃度の合計が985～996 g/kgであり、妥当と判断いたしました。

農薬原体中に含有されている不純物の毒性については、毒性試験に用いられた農薬原体中の含有濃度、不純物の毒性に関する資料を用いて検討した結果、考慮すべき毒性を有する不純物は認められないと判断いたしました。

農薬の製造に用いられるジカンバの農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体については、

その組成及び毒性を比較した結果、同等であると判断いたしました。これらの結果を踏まえて、さきの規格を提案させていただきました。

以上です。

○夏目分科会長 水口委員、ありがとうございました。

それでは、事務局より農薬取締法第4条第1項各号に対する判断の説明をお願いいたします。

○石原審査官 それでは、資料8の4ページを御覧ください。

農薬取締法第4条第1項の各号への該当でございますが、こちらの資料の4ページと5ページに記載しております。いずれも該当ないと判断いたしました。

説明は以上でございます。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明のございましたジカンバ（別名MDBA）の変更の登録について何か御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、事務局にお願いしたいのですが、本分科会の答申案の配付をお願いいたします。ウェブで御参加の委員の皆様には、答申案を画面にお示しいたします。

（答申案配付）

○夏目分科会長 それでは、資料を読み上げます。

農薬の変更の登録について（答申）。

令和7年9月19日付け7消安第3599号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記。

別添のとおり、ジカンバ（別名MDBA）を有効成分として含む農薬については、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第4条第1項各号に該当すると認められないことから、変更の登録をして差し支えない。

以上。

先ほど御審議いただきました資料8が答申の別添となります。このとおりでよろしいでしょうか。

（異議なし）

○夏目分科会長 なお、答申文について、一部表現上の修正が必要となった場合、分科会長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、ジカンバ（別名MDBA）の変更の登録について、答申案を当分科会の意見として決定したいと思います。

続いて、議題（2）の三つ目の成分の審議を行いたいと思います。令和7年5月12日付けで農林水産大臣より当分科会に対し意見聴取の諮問がされております。ピカルブトラゾクスを有効成分として含む農薬の変更の登録について御審議いただきます。

まず、事務局より御説明をお願いいたします。

○石原審査官 資料9を御覧ください。

こちらの資料ですが、本日御審議いただき御了承いただけましたら、答申の別添になる資料でございます。

1 ページを御覧ください。

本剤ですが、変更申請の成分として、調査、審議が終わり、分科会に報告する成分となります。令和6年9月に変更の登録の申請を受け、原体部会で御審議いただいたものになります。

2 ページを御覧ください。

審議農薬の概要でございます。化学名、構造式等の基本的情報はこちらに記載のとおりとなります。用途は殺菌剤で、みかん、野菜類等の栽培に使用されている殺菌剤になります。

剤の概要についての説明は以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、農薬原体部会における議論の結果を水口委員から御報告いただきます。

○水口委員 ピカルブトラゾクスの農薬原体の組成に関わる評価につきまして、審議結果の報告をさせていただきます。

資料9の3ページ、①を御覧ください。

農薬の製造に用いられる農薬原体の規格は、有効成分であるピカルブトラゾクスに対し設定することとし、組成分析の結果に基づき、970 g/kg以上とすることが妥当であると判断いたしました。また、農薬原体中のピカルブトラゾクスの分析法は、②にお示ししているとおりです。

次に、農薬原体の規格の提案に際し検討した結果を報告いたします。概要は③から⑤項に記載してあります。

規格の設定根拠とした組成分析に用いられた分析法は、さきの有効成分ピカルブトラゾクスのほか、1 g/kg以上含有されている不純物の分析法について、選択性、検量線の直線性、精確

さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であると判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析は、定量された分析対象の含有濃度の合計が988～992 g/kgであり、妥当と判断いたしました。

農薬原体中に含有されている不純物の毒性につきましては、毒性試験に用いられた農薬原体中の含有濃度、不純物の毒性に関する資料を用いて検討した結果、考慮すべき毒性を有する不純物は認められないと判断いたしました。

農薬の製造に用いられるピカルブトラゾクスの農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体については、その組成及び毒性を比較した結果、同等であると判断いたしました。これらの結果を踏まえ、さきの規格を提案させていただきました。

以上です。

○夏目分科会長 水口委員、ありがとうございました。

次に、事務局より農薬取締法第4条第1項各号に対する判断の説明をお願いいたします。

○石原審査官 それでは、資料9の4ページを御覧ください。

農薬取締法第4条第1項の各号への該当でございますが、4ページ、5ページに記載しております。いずれも該当ないと判断いたしました。

説明は以上でございます。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明のございましたピカルブトラゾクスの変更の登録について何か御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

特にないでしょうか。

それでは、事務局にお願いしたいのですが、本分科会の答申案の配付をお願いいたします。ウェブで御参加の委員の皆様には、答申案を画面にお示しいたします。

(答申案配付)

○夏目分科会長 それでは、資料を読み上げます。

農薬の変更の登録について(答申)。

令和7年5月12日付け7消安第732号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記。

別添のとおり、ピカルブトラゾクスを有効成分として含む農薬については、農薬取締法(昭和23年法律第82号)第4条第1項各号に該当すると認められないことから、変更の登録をして

差し支えない。

以上。

先ほど御審議いただきました資料9が答申の別添となります。このとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 なお、答申文について、一部表現上の修正が必要となった場合、分科会長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、ピカルブトラゾクスの変更の登録について、答申案を当分科会の意見として決定したいと思います。

次に、議題(3)の農薬取締法第8条第1項の農薬の再評価に係る農業資材審議会農薬分科会の意見についての審議に入ります。

まずは、利益相反の状況について御報告をお願いいたします。

○宇井室長 第18回の分科会で決定いただきました利益相反の防止に係る規定に基づきまして、事前に皆様方に利益相反の状況について確認をさせていただきました。

その結果、議題(3)で御審議いただくフェンメディファムに対しまして、岩田委員及び秋森委員より利益相反の申出がございまして、事務局といたしましても、利益相反の基準に該当することを確認いたしましたことを御報告申し上げます。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、岩田委員及び秋森委員におかれましては、議題(3)に係る審議が行われている間は、審議に参加しないよう求めることとしたいと思います。

それでは、議題(3)の審議を行います。

令和5年3月22日付けで農林水産大臣より当分科会に対し意見聴取の諮問がされています。フェンメディファムを有効成分として含む農薬の再評価について御審議いただきます。

まず、事務局より説明をお願いいたします。

○石原審査官 資料10を御覧ください。

こちらの資料ですが、本日御審議いただき御了承いただけましたら、答申の別添となる資料でございます。

1ページを御覧ください。

本剤ですが、再評価の成分として調査、審議が終わり、分科会に報告する成分となります。令和4年6月に試験成績等の資料を受領し、各部会で御審議いただいた成分になります。

2ページを御覧ください。

審議農薬の概要でございます。化学名、構造式等の基本的情報はこちらに記載のとおりでございます。本剤フェンメディファムは再評価としての資料が提出されたものでございます。初回の登録年は昭和44年、1969年、用途は除草剤で、適用作物はてんさい、とうき等です。再評価に係るフェンメディファムを有効成分として含む農薬につきましては、11ページの別紙1の表にまとめたとおり、6製剤でございます。

剤の概要についての説明は以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、農薬原体部会における議論の結果を水口委員から御報告いただきます。

○水口委員 フェンメディファムの農薬原体の組成に関わる評価につきまして、審議結果の報告をさせていただきます。

資料10の3ページ、①を御覧ください。

こちらはバイエルクロップサイエンス株式会社の農薬原体の規格です。農薬の製造に用いられる農薬原体の規格は、有効成分であるフェンメディファムに対し設定することとし、組成分析の結果に基づき、980 g/kg以上とすることが妥当であると判断いたしました。また、農薬原体中のフェンメディファムの分析法は、②にお示ししているとおりです。

次に、農薬原体の規格の提案に際し検討した結果を報告いたします。概要は③から⑤項に記載してあります。

規格の設定根拠とした組成分析に用いられた分析法は、さきの有効成分フェンメディファムのほか、1 g/kg以上含有されている不純物の分析法について、選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であると判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析は、定量された分析対象の含有濃度の合計が1,001～1,003 g/kgであり、妥当と判断いたしました。

農薬原体中に含有されている不純物の毒性については、毒性試験に用いられた農薬原体中の含有濃度、不純物の毒性に関する資料を用いて検討した結果、考慮すべき毒性を有する不純物は認められないと判断いたしました。

農薬の製造に用いられるフェンメディファムの農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体については、その組成及び毒性を比較した結果、同等であると判断いたしました。

続いて、4ページの①を御覧ください。

こちらはユーピーエルジャパン合同会社の農薬原体の規格です。農薬の製造に用いられる農薬原体の規格は、有効成分であるフェンメディファムに対し設定することとし、組成分析の結果に基づき、960 g/kg以上とすることが妥当であると判断いたしました。また、農薬原体中のフェンメディファムの分析法は、②にお示ししているとおりです。

次に、農薬原体の規格の提案に際し検討した結果を報告いたします。概要は③から⑤項に記載してあります。

規格の設定根拠とした組成分析に用いられた分析法は、さきの有効成分フェンメディファムのほか、1 g/kg以上含有されている不純物の分析法について、選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であると判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析は、定量された分析対象の含有濃度の合計が998～1,000 g/kgであり、妥当と判断いたしました。

農薬原体中に含有されている不純物の毒性については、毒性試験に用いられた農薬原体中の含有濃度、不純物の毒性に関する資料を用いて検討した結果、考慮すべき毒性を有する不純物は認められないと判断いたしました。

農薬の製造に用いられるフェンメディファムの農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体については、その組成及び毒性を比較した結果、同等であると判断いたしました。これらの結果を踏まえ、さきの規格を提案させていただきました。

以上です。

○夏目分科会長 水口委員、ありがとうございました。

次に、農薬使用者安全評価部会での議論の結果を櫻井委員から御報告いただきます。

○櫻井委員 それでは、使用者安全評価部会での結果について御説明いたします。

資料の5ページを御覧ください。

農薬使用者暴露許容量（AOEL）の設定です。こちらの設定の根拠となり得る各試験で得られたフェンメディファムの無毒性量のうち、最小値はイヌを用いた60日間反復経口投与毒性試験のMetHb量の増加等に基づく無毒性量11.3 mg/kg体重/日でした。また、この無毒性量に近い投与量における経口吸収率は66.4%であり、経口吸収率による補正が必要であると判断いたしました。

これらのことから、イヌを用いた60日間反復経口投与毒性試験の無毒性量11.3 mg/kg体重/日を経口吸収率66.4%により補正し、安全係数100で除した0.075 mg/kg体重/日をAOELと設定

いたしました。

次に、②AAOELの設定についてです。

フェンメディファムの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったことから、AAOELは設定する必要がないと判断いたしました。

暴露量の推定です。フェンメディファムを有効成分として含む農薬について、適用病害虫雑草等の範囲及び使用方法に従って使用した場合の暴露量を予測式により推定しました。経皮吸収率に関しては、水和剤の経皮吸収試験の結果を用いて精緻化いたしております。それで推定した暴露量とAOELを比較したところ、④に書いていますとおり推定暴露量はAOELを下回っております。

以上です。

○夏目分科会長 櫻井委員、ありがとうございました。

最後に、農薬蜜蜂影響評価部会での議論の結果を山本委員から御報告いただきます。お願いします。

○山本委員 フェンメディファムの審議結果について概要を報告いたします。

資料10の6ページを御覧ください。

まず、①の毒性指標の設定につきまして、提出された3種の室内毒性試験の半数致死量より、資料10の6ページの表にお示したとおり、蜜蜂への影響評価に用いる毒性指標値を定めました。

次に、②の毒性の強さから付される注意事項につきましては、成虫の単回接触毒性及び成虫単回経口毒性ともに半数致死量であるLD₅₀の値が基準としている11 µg/bee以上であったため、注意事項は要さないという判断をいたしました。

最後に、③及び④の暴露量の推計と評価結果ですけれども、フェンメディファムは昆虫成長制御剤に該当せず、成虫の単回接触毒性のLD₅₀が11 µg/bee以上であること及び成虫の急性接触毒性以外の毒性値が超値又は11 µg/bee以上であることから、1巡目の再評価においてリスク評価を行う対象とせず、暴露量の推計は行っておりません。

このことから、フェンメディファムは申請された使用方法に基づき使用される限りにおいて、蜜蜂の群の維持に支障を及ぼすおそれはないと判断しました。

フェンメディファムの農薬蜜蜂影響評価部会での審議結果の概要は以上でございます。よろしく願いいたします。

○夏目分科会長 山本委員、ありがとうございました。

次に、事務局より農薬取締法第4条第1項各号に対する判断の説明をお願いいたします。

○石原審査官 それでは、資料10の7ページを御覧ください。

農薬取締法第4条第1項の各号への該当でございますが、こちらの資料の7ページから10ページまで記載しています。いずれも該当ないと判断いたしました。

説明は以上でございます。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

では、ただいま御説明のございましたフェンメディファムの再評価について何か御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

私から一つ。これは2社で製造していて、原体部会の報告を見ると、毒性試験に用いられた農薬原体が製造した原体と同じであるというのが両方に書いてあるんですが、そうすると、両方の原体を使って毒性試験をしているんですか。

○西岡課長補佐 回答させていただきます。

両方の原体も毒性試験のセットとしては必要な試験成績のセットを提出しております。

○夏目分科会長 それぞれというわけではない。

○西岡課長補佐 それぞれで提出してございます。ただ一方で、提出された試験成績が食品安全委員会の評価では合わせて評価されております。またこれらのうち一部同じ試験が両方の会社から出されているというのも食品安全委員会の評価資料ですと記載されていたというところにはなります。

○夏目分科会長 私が聞きたかったのは、そうすると、使用者安全評価部会とか蜜蜂評価部会の数値は、2つ結果があったらどうやって出てくるのでしょうか。

○西岡課長補佐 使用者部会では、2つの試験の結果、小さい値の方を用いて評価をしております。

○石原審査官 部会では小さい値を用いる場合と、幾何平均値を用いる場合とあり、その部会の取扱いの仕方に従う形です。

○夏目分科会長 分かりました。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局にお願いしたいのですが、本分科会の答申案の配付をお願いいたします。ウェブで御参加の委員の皆様には、答申案を画面にお示しいたします。

(答申案配付)

○夏目分科会長 それでは、資料を読み上げます。

農薬の再評価について（答申）。

令和5年3月22日付け4消安第6678号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記。

別添のとおり、フェンメディファムを有効成分として含む農薬については、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第4条第1項各号に該当しない。

以上。

先ほど御審議いただきました資料10が答申の別添となります。このとおりでよろしいでしょうか。

（異議なし）

○夏目分科会長 なお、答申文について、一部表現上の修正が必要となった場合、分科会長一任でよろしいでしょうか。

（異議なし）

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、フェンメディファムの再評価について、答申案を当分科会の意見として決定したいと思います。

大分長丁場になっておりますので、ただいまから10分間休憩を取りたいと思います。再開は15時15分としたいと思います。よろしくお願ひします。

午後3時02分 休憩

午後3時15分 再開

○夏目分科会長 それでは、再開したいと思います。

議題（4）の令和元年農林水産省告示第480号（農薬取締法第4条第1項第5号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）の一部改正についてに入ります。

まず、事務局より御報告をお願いいたします。

○石原審査官 まず、経緯について御説明いたします。

農薬取締法におきましては、法第4条第1項第5号の農薬を使用するときは、使用に際し、法第3条第2項第4号の被害防止を講じた場合においてもなお人畜に被害を生ずるおそれがあるときに該当すると認めるときは、農薬の登録を拒否しなければならないものとされております。同項第5号に該当するかどうかの基準については、農林水産大臣が定めて告示することと

されております。

当該基準は令和元年農林水産省告示第480号において定められておりまして、当該告示第1号においては、農薬の使用に際し、被害防止方法を講じた場合においても、農薬使用者に対する暴露量が、当該農薬の毒性に関する試験成績に基づき農林水産大臣が定める基準に適合しないものとなることと規定されていますが、暴露濃度については規定されておられません。

他方、令和6年10月24日に開催いたしました第17回の農薬使用者安全評価部会におきまして、土壌くん蒸剤のように気体になって薬効を示し、吸入による暴露が主体となる農薬については、農薬使用者暴露許容濃度及び急性農薬使用者暴露許容濃度を設定することを原則とする方針が決定されました。これまでは暴露濃度を基準とするような案件はなかったところ、土壌くん蒸剤であります1, 3-ジクロロプロペン（別名D-D）でございますけれども、こちらの再評価において農薬使用者暴露許容濃度及び急性農薬使用者暴露許容濃度を設定することが必要となっております。

このような状況を踏まえまして、暴露量に限定した現行の基準を暴露濃度も含むことができるようなものに変更する必要があるとございます。このため、当該基準の変更に当たりまして、農業資材審議会の御意見を伺うものでございます。

改正の方針ですが、令和元年農林水産省告示第480号第1号において、現行の農薬使用者に対する暴露量に加えて、農薬使用者に対する暴露濃度が農林水産大臣の定める基準に適合しないものとなることも、法第4条第1項第5号に掲げる場合に該当するものとする改正を行いたいというふうに考えております。

事務局からの説明は以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明のありました令和元年農林水産省告示第480号の一部改正について御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

山本委員。

○山本委員 土壌くん蒸剤等ガス化するようなものに対してということだと思っておりますけれども、土壌くん蒸剤の薬効自体は濃度と時間の掛け算で、積算濃度が強く影響するという様に理解しているのですが、今回の場合、時間の概念というのはどのように考えたらよろしいか教えていただければと思います。

○鶴居審査官 事務局でございます。農薬使用者安全評価部会を担当しております。

今回、暴露濃度と許容濃度を比較するというところで、時間のことに関しましては、基本的に

は毒性試験の方でもラットを用いた暴露時間というものが考慮されております。一方で暴露濃度の方に関しましても、農薬使用者暴露試験というほ場での暴露試験を行っておりまして、そちらで一定程度の作業時間を考慮した暴露濃度をしておりますので、それら両者を比較することでリスク評価上は問題ないと判断をしております。

従いまして、ほ場における暴露試験において一般的に土壌くん蒸剤を使用する際の暴露時間を考慮した上での暴露濃度が得られていると考えております。

○山本委員 ありがとうございます。

そうしますと、基本的にはCT値といえますか、時間を考慮した積算濃度で合わせて毒性を評価しているという理解でよろしいですか。

○鶴居審査官 はい。そのように事務局としては考えております。

○山本委員 分かりました。ありがとうございます。

○夏目分科会長 ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、事務局にお願いしたいのですが、本分科会の答申案の配付をお願いいたします。ウェブで御参加の委員の皆様には、答申案を画面にお示しいたします。

(答申案配付)

○夏目分科会長 それでは、資料を読み上げます。

農薬取締法第4条第1項第5号に掲げる場合に該当するかどうかの基準の変更に係る意見聴取について(答申)。

令和8年2月12日付け7消安第6531号をもって諮問のあった標記の件について、諮問のとおりの内容で変更するのが適当である。

このとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 なお、答申文について、一部表現上の修正が必要となった場合、分科会長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 ありがとうございました。

では、事務局から今後の手続について御説明をお願いいたします。

○石原審査官 今後パブリックコメント等、告示改正に向けた準備を進めてまいります。

○夏目分科会長 それでは、ただいま説明のありました手続を進めていただくようお願いいた

します。

次に、議題（５）残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約への対応についてに入ります。

事務局より御報告をお願いいたします。

○山原課長補佐 農薬対策室の山原でございます。

資料12をお手元に御用意ください。

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約、POPs条約と呼ばれるものでございますが、こちらにおきまして農薬用途に関連する物質の追加がございましたので、そのことに伴う所要の対応を行うことが趣旨でございます。

まず、POPs条約について御説明を申し上げたく存じます。

POPsとは人の健康や環境に対する悪影響、環境中で分解しにくい性質、また、生物や体内に蓄積されやすい性質、大気・水・生物を通じて国境を越えて長距離を移動しやすい性質を有する物質の総称でございます。これらから人の健康や環境の保護を図る目的で締結された条約がさきに申し上げました残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約でございまして、我が国は平成14年8月に締結をしております。令和8年2月現在で186か国・地域が締結している状況でございます。

2ポツでございます。こちらで規制対象となりますと、各国では製造、使用等に制限がかかったり排出の削減を求められたりいたします。また、これらの対策に関する国内実施計画の策定なども求められます。

3ポツでございます。我が国でも規制対象が追加されましたら、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、また、農薬取締法などで措置を行ってまいりましたし、関係省庁連絡会議におきまして国内実施計画を作成して、時宜に応じ見直しを行ってまいりました。

4ポツでございます。直近の動きでございますが、令和7年5月の第12回のこの条約の締約国会議におきまして、附属書A、こちらは廃絶対象となるものでございますけれども、そこに殺虫剤の用途がございませクロルピリホスが追加されることが決定されました。令和7年12月に国連事務局がこの附属書への物質追加に関する情報を締約国に送付いたしまして、その1年後に当たります令和8年12月に発効されることに伴い、それまでに国内担保措置を整備する必要があります。

次のページでございますけれども、国内の対応について御説明申し上げます。

（１）でございますが、農薬取締法におきましても、従前のおり販売禁止の対象としたい

と考えております。農薬取締法の省令におきまして、クロルピリホスを指定することにより、販売禁止する措置を取りたいと考えております。

なお、クロルピリホスを含む農薬は令和7年2月に失効しております。

(2)でございます。農薬メーカーは既に自主回収を進めておりまして、先月になりますが、その該当するメーカーに対しまして、これまで行ってきました回収対応を引き続き徹底し、回収実績を定期的に農林水産省に報告すること、そして、該当メーカー、流通事業者等関係団体には、回収対応を行っていることを生産者等に周知して回収協力を促すことをそれぞれ指導する旨の通知を農林水産省としても発出したところでございます。

このクロルピリホスに関しまして、現在進めていること、また、今後進めていくことの御報告となります。

説明は以上でございます。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明のあった残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約への対応について御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

櫻井委員、お願いします。

○櫻井委員 このクロルピリホスを追加するというのは、どういう経緯で議論が持ち上がったのかということと、今、日本では失効しているとの説明でしたけれども、どういう理由で売らなくなったのでしょうか。要するに毒性が強いということは分かっていたのか、何か効かなくなったのか、その辺の事情を説明していただくと有り難いです。

○山原課長補佐 まず、このPOPs条約におきましてクロルピリホスが取り上げられた経緯につきましては、大変申し訳ありません、手元に情報がございませんで、はっきりとこの場でちょっと申し上げられないというところでございます。

○櫻井委員 どこかの国の誰かが持ってきたと。

○山原課長補佐 さはさりながら、この条約におきまして各種データに基づいて審議をされまして、この条約の対象物質として位置づけられたことは間違いございません。我が国で登録のあったクロルピリホスについても令和7年2月に失効したということになりますけれども、その背景につきましても、やはり農薬メーカーの経営上の判断というところがあるかと思っておりますので、また、こういった国際的な議論があるというところも農薬メーカーは把握した上で様々な経営判断の下、失効させたのではないかと想像いたしますが、その点につきましても、詳細については農薬メーカーの御判断かと思っております。

○櫻井委員 それでは、この剤を使ったことによる実害が上がっているとかそういうことはないわけですね。

○山原課長補佐 はい。農薬取締法におきまして農薬として我が国の使用方法に従って使用した場合に安全かどうかということ、こちらは各種データを基にしっかり審査して登録しておりますので、使用方法どおりに使っていただく分には、そこは安全上何か問題が生じるものとは考えておりません。

○夏目分科会長 岩田委員、お願いします。

○岩田委員 このクロルピリホスにつきましては、今お話があったように現場で今までも長く使われていますが、実態として問題があったという事例は聞いておりません。業界としてもこのPOPsの動きを踏まえまして、もう昨年から当該メーカーの方で流通の方とも協力をしながら回収作業を進めているというところがございます。既に登録も失効しておりますので、あとは、農家さんが持っておられるところを自主回収するというところで周知をしているところがございます。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

平沢委員、お願いします。

○平沢委員 このストックホルム条約はアメリカも入っているのですか。EUとかだけということではなく、アメリカもちゃんと批准しているものですか。

○山原課長補佐 アメリカは条約に批准ができないと思います。

○平沢委員 そうですか。クロルピリホス自体は、アメリカは使っているものですか。

○山原課長補佐 すみません、現時点の情報を調べてこの審議会中に回答いたします。

○平沢委員 ネットでこのクロルピリホスを検索すると、安全性の問題から使用制限が設けられたりみたいなことが書かれていて、別にこれ自体は問題なかったとしても、何か今まで使われていたものが突如安全じゃなくなることがあるみたいに思われるのではないのでしょうか。ほかの農薬も今安全だと言われているけれども、突然危険みたいに思われてはいけないので、これについては農水省が広報するのですか。

○山原課長補佐 クロルピリホスの農薬用途については、もちろん農薬取締法に基づいて農林水産省がしっかり対応していくということになります。

○平沢委員 そちら辺の経過が分かるような広報をしてもらおうと有り難いかなというか、そうしないと一般の人は多分分からないと思います。これ自体も安全にずっと使われてきたのに、いきなり禁止になってしまう。ほかの農薬で今使われているものも、やはり農薬は危ないみた

いに思われると困るので、広報をするときにそこら辺のところに誤解のないようにしてもらえれば。今使っている農薬に問題ないという事実は事実なので、そこはお願いしたいかなと思いました。

○宇井室長 先生の御指摘はごもっともで、我が国では安全が確認されて登録されていたものなので問題ないものではありますが、国際的な状況、国際調和を図る観点から日本でも禁止をするという措置を取っていくということでございます。そこについては、平沢委員がおっしゃられたように、これをもって農薬全てが危ないとかそういった誤解を招かないように丁寧に説明はしていきたいと思います。どういった方法で誤解のないようにできるかというのは、工夫をしたいと思いますが、いずれにしても、そういった誤解がないように対応していきたいと思っております。

○平沢委員 すみません、お願いします。

○夏目分科会長 山本委員、お願いします。

○山本委員 山本です。

このことについて私としては生産現場への影響というのを心配しているところなのですが、今回のこのクロルピリホスの措置の関係で、残留農薬基準値をはじめとする国内の基準値については、これまでどおりで変更ないというような理解でよろしいのかどうか、確認させていただければと思います。よろしくお願いします。

○山原課長補佐 国内の残留基準の件でございますけれども、そこは消費者庁がこれから先どうするか、今検討しているとは聞いておりますけれども、具体的にどのタイミングでどうするかということについては、まだ承知はしておりません。

先ほど平沢委員から投げかけのございました条約に批准しているか、していないかということとアメリカでのクロルピリホスの登録状況についてですが、まず、アメリカは条約に批准はしていません。署名はしているけれども、批准はしていないようでございます。

あとは、クロルピリホスは米国で現在農薬登録はございます。

○平沢委員 使ってはいる、ということはやっぱり残留基準値がないと。輸入は別にいいんですものね、残留基準値があれば。

○山原課長補佐 基準値がある農作物であれば、ルール上は問題ないですから、山本委員からの投げかけにもございましたとおり、残留基準値は消費者庁が今後どうするかということかと思えます。

○夏目分科会長 ほか、いかがでしょうか。

井岡委員、お願いします。

○井岡臨時委員 ここに各社の販売網を通じて自主回収を開始とあるのですけれども、この農薬は例えばホームセンターなどでも手に入るものなんですか。回収については例えばホームセンターに貼り出すとか、そういう可能性はあるのかお聞きしたいと思いました。

○山原課長補佐 実際この成分を含む農薬製剤がホームセンターなどで売られていたかどうか、それについては大変申し訳ございません、正確に回答できない状況です。いずれにいたしましても、製造メーカーが流通の川下の方に向けて今回回収していますということを積極的にアナウンスしている状況とは聞いております。

○木幡臨時委員 よろしいですか。

流通を代表して出させていただいておりますけれども、これが登録失効になるというお話をメーカー様からいただいて、私どもとお取引がある農家さん、小売店さん、JAさん、ホームセンター、あらゆるところから回収をいたしました。現在確認をしている限りでは、流通在庫はなしとなっております。ひょっとすると農家さんがまだお持ちの可能性はありますから、再度私どもの各組合員に徹底をし、農水省さん、各農政局さんと意見交換させていただきながら更なる流通在庫の調査をしているところでございます。

ただ、農薬登録はございますし、今までが危なかったという認識ではありません。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、今後必要な手続を進めていただくようお願いしたいと思います。

続きまして、議題（6）「農薬の登録申請において提出すべき資料について」の一部改正案についての意見・情報の募集の結果についてに入ります。

事務局より御説明をお願いいたします。

○西岡課長補佐 農薬対策室、西岡です。

資料は資料13を御覧ください。こちらに沿って御説明いたします。

まず、化学農薬の登録申請において提出すべき資料について定めた局長通知、この局長通知の一部改正について令和7年12月27日から30日間、パブリックコメントを募集しておりました。その結果、6件の御意見がございました。御意見の紹介の前に、まず改正の概要について御説明させていただきます。

資料を2枚めくっていただき、5ページを御覧ください。詳細については6ページ以降の新

旧対照表になりますが、細かいですので、こちらの5ページで説明させていただきます。

改正の概要となります。背景としまして、1にまとめさせていただいておりますけれども、農薬取締法に基づく農薬登録申請の際に提出すべき資料について、局長通知においてその具体的な内容を定めているところであります。農薬の登録に当たっては、農業資材審議会農薬分科会に設置された各部会等において、当該通知に基づき提出された資料を元に評価等を実施しているところであります。今般、各部会において了承された内容等を当該通知に反映するため、所要の改正を行うものです。

主な改正内容を2にまとめてございます。

まず、(1)になります。各部会における了承事項の反映となります。

ア、農薬原体部会の案件になります。農薬原体中の添加物及び不純物の急性経口毒性試験については、これまで含有濃度にかかわらず要求していたところ、国際調和を図るため含有濃度が10 g/kgを超える場合に要求すると変更してございます。

イになります。蜜蜂影響評価部会の案件になります。こちらはミツバチが暴露しないと想定される作物に新しい作物を追加してございます。これは新たにミツバチが訪花しないという知見が得られた作物を暴露しないと想定される作物に追加するもので、追加された作物は暴露評価が不要となるというものになります。

二つ目としまして、海外で評価された試験成績について、提出を求める要件を明確化してございます。

ウ、農薬使用者安全評価部会の案件になります。こちらは試験に当たって留意すべき事項、例えば分析対象の選定方法や作物の栽培方法、ドリフト防止方法、様々試験を行うに当たり留意すべき事項がありますけれども、そういったことをまとめたて参照するよう追記するとか、農薬暴露量が推定できないとされていた使用方法、例えば種子処理等々について、これらの暴露を明確化するなど行い、暴露評価を精緻化してございます。これらを参照するよう通知に追記する改正をしてございます。

このほかとしまして、(2)にまとめてございますけれども、部会では評価しない薬効・薬害試験の試験例数ですとか作物残留試験のうちの飼料にのみ供される作物の分析部位や例数を見直ししてございます。

これに対して先ほど御説明差し上げたとおりの意見がございました。資料については戻っていただき、2ページ目になります。2ページを御覧ください。

いただいた意見のうち、1から3までをまとめさせていただいておりますけれども、こち

らは通知の改正内容ではなく農薬全般についての御意見でしたので、まとめたの対応方針を記載させていただいてございます。

表の右側を御覧ください。こちらに記載しているとおり、我が国の気象条件を説明し、農薬の安定生産のため必要な農薬を使用する重要性を説明するとともに、消費者や農薬使用者、環境生物の安全確保が重要であること、また、農林水産省だけでなく関係府省における審議会等における審議の結果、使用基準に従って使用すれば安全であると、そういう判断ができる農薬に限り農薬取締法に基づき登録することとしてございます。

続いて、4の御意見になります。3ページを御覧ください。

こちらは二つの意見がございまして、一つ目から説明させていただきます。こちらは改正部分に単語として施設という単語がありましたが、この施設から試験施設へ変更するという改正がございまして、こちらは施設、試験施設ともに薬効・薬害試験の試験施設を示す用語でございまして、こちらの用語は改正しておりますが、意味は変わらないという内容になりますので、その旨記載してございます。

2としまして、こちらは形式的な改正になりますが、圃場の「ほ」の字の表記がこの通知自体に漢字と平仮名が混在してございました。これについて御意見いただきました。この記載違いについて意味は変わらないので、平仮名の「ほ」に統一するとしてございます。

続いて、5の意見となります。こちらの一つ目としまして、農薬使用者の影響評価ガイダンス中で追記した無人航空機散布について、予測式分類と散布方法の記載について、同じ表のほかの箇所では別の表の作物と散布方法、こちらと対になっていたけれども、今回の追記部分は対になっていないということでした。こちらについても他の記載とわざわざ変えることを意図したものではありませんので、御意見を踏まえて修正するというような内容になります。

二つ目となります。ミツバチへの影響評価ガイダンスで、欧米で評価された場合は全て要求すると改正してございました。これについて意見としましては、局長通知で要求している試験全てを要求するように読めるという御意見でしたので、実際はミツバチの毒性試験のうち単回成虫接触毒性試験以外の3試験を要求するので、それが分かるよう、当該文章を追記する箇所を修正すること、また、文章も修正することで変更したいと考えてございます。

6番目の意見になります。こちらですけれども、薬効・薬害試験の試験場所に関する御意見として、名称として試験施設と修正するというものをほ場にしたらいかがですかという意見でした。実際の試験としましては、ほ場でない試験、例えばくん蒸など倉庫での試験もあるため、案のとおり試験施設とすることとしてございます。

二つ目としまして、こちらは資料の8ページ目になります。ページに関しましては、右下の部分に通し番号を記載してございますので、こちらの8ページを御覧ください。

箇所としては、薬効・薬害試験、基本原則の(2)の要件のただし書きです。意見としましては、今回追加した7についても1と同様に薬害試験を省略できないかという意見になります。新旧対照表だけでは内容が分からないので、概要を説明させていただきます。まず、1と同様にとのことですけれども、1については、こちらは既登録の農薬の既にその作物で使われているものに使い方は変わらず、主要病害虫以外の新たな病害虫を追加するという場合に、薬害試験は既に提出されているため、薬害試験を省略できるということを今回追記しているものとなります。

一方、今回新たに記載してございます7についてですが、既登録の農薬であって作物のない状態、作物に接触しない状態で使用される農薬ということで、こちらは回答のとおり、「その使用後に作物に薬害を生じる農薬があるため、当該規定のただし書において7を薬害試験の省略対象として含めることはできません」としてございます。

三つ目となります。薬効・薬害試験の基本原則の(4)に関する御意見となります。こちらは展着剤に関する試験要求のところ、作物と農作物の組合せ等々部分で、「代表的な適用農作物(適用農作物が作物群である場合には、当該作物群に含まれる作物とする。)」というふうに今回記述していますが、この「代表的な」というのが当該作物群に含まれる、作物群で登録申請する場合においてのみ、代表的な作物とするというのが適切ではないかという御意見を頂戴しております。

こちらの御指摘を検討しまして、まず適用農作物における代表的な農作物ではなく、適用農作物と適用対象農薬の代表的な組合せでの試験を要求するということですので、これが分かるよう修正したいと考えてございます。

また、実際にこの事例の試験例数について追加での御意見をいただいております。試験が細かく書いてあるところ、1試験場所でやるのかとか、2試験場所でやるのかというような記載がございますが、こちらについては分かりにくいからこのような御意見を頂戴しているということで、今後、薬効・薬害試験の試験方法に関する審査ガイダンスがございますけれども、こちらの記載を修正することでより明確にしたいということを回答させていただきます。

説明としては以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明のあった農薬の登録申請において提出すべき資料についての一部改

正案についての意見、情報の募集の結果について御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

御意見、御質問、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

今後、通知の改正の作業を進めていただくようお願いしたいと思います。

続きまして、議題（7）「農薬分科会における利益相反の防止について」の様式の変更についてに入ります。

まず、事務局より御説明をお願いいたします。

○石原審査官 農薬審査官の石原でございます。私より説明いたします。

まず、経緯について御説明いたします。

農業資材審議会農薬分科会、そして、その下に設置されています各部会における審議のうち、農薬の登録、変更登録、更には再評価などの審議結果は、その内容によって申請者に利益又は不利益を及ぼす可能性がございます。農薬の品質及び安全性を確保していくためには、これらの判断が審議の時点における最新の科学的知見に基づき、公平かつ中立的に行われる必要がございます。このため、平成30年9月14日の農薬分科会決定、「農薬分科会における利益相反の防止について」に基づきまして、これまで審議対象の農薬ごとに委員の皆様へ利益相反申告書を御提出いただいております。

一方で、再評価の進捗等に伴いまして、農薬分科会で審議すべき農薬の数が増加しており、会合の開催に当たり、委員の皆様へ御記入いただきます申告書の枚数がそれに合わせて増加している状況でございます。そこで、今回利益相反の確認内容そのものは維持しつつ、申告書の様式を見直しまして、より効率的に御記入いただけますよう、軽労化を図りたいと考えております。

改正のポイントですけれども、これまで農薬ごとに利益相反となり得る利害の部分及びその詳細を申告書に御記入いただいております。今回の様式改正では、会合で審議する農薬全てについて利益相反となり得る利害の有無及びその詳細を一つの申告書に御記入いただく形式に改めることとなります。

資料の別添を御覧ください。

こちらが別添ですけれども、具体的にはこちらにお示ししておりますとおり、上段の部分に会合で審議する農薬全てについて記載いたしまして、その下に具体的な内容を記載いただく形式

を提案させていただいております。

具体的な報告内容につきましては、申請すべき農薬の数に応じて行を追加していただきまして、御記入をお願いする構成となっております。こちらの内容ですけれども、御了承いただけましたら、今後は本様式を用いて運用してまいりたいと考えております。

事務局からの説明は以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明のあった「農薬分科会における利益相反の防止について」の様式の変更について御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

岩田委員、お願いします。

○岩田委員 上に4剤、これが増えたり減ったりするのかもしれないですけども、上でチェックをして、下の農薬は一つずつ書くということになるのでしょうか。同じ理由の場合でも1行ずつ。例えば4剤全部可能性があるとした場合に、下の表の方にも4剤また農薬名を書いて同じことを書くのだったら、今までと変わらないと思うのですが、この辺りは当該農薬をまとめて記載していいのかよく分からないのですが。

○石原審査官 同じ理由の場合、1行にまとめて書いてある状態でも全く問題ございません。

○岩田委員 上の該当チェックが重要ですね。分かりました。

○石原審査官 該当する農薬が分かるような形で、農薬の欄に記載いただければ問題ございません。

○岩田委員 1行にまとめてもいいということですね。

○夏目分科会長 逆に理由が三つ以上あるとすると困るということですね、この様式では。別に裏に書くとか行を足すとか。

○石原審査官 その場合は行を追加していただいてということをお願いしたいと考えています。

○夏目分科会長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、今後変更された様式を用いることとなりますので、次回以降、よろしくお願いたします。

次に、議題（8）の農薬取締法第39条第1項の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取についてに入ります。

農林水産大臣から諮問があったときに、その内容を事務局から分科会に報告することとして

おりますので、事務局より報告をお願いいたします。

○石原審査官 引き続き石原より御報告いたします。

それでは、今回諮問する農薬について御説明いたします。資料15-4を用いて説明いたします。

こちらの表を見ていただきたいんですけども、今回、一番上に記載の成分が新規申請、次の二つの成分が変更の申請、最後の成分、オキサミルは再評価の成分となります。諮問の経緯、審議農薬の概要につきましては農薬ごとに次のページ以降に取りまとめています。

議題（8）の説明は以上とさせていただきます。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

いずれも諮問を受けてこれから各部会で御審議いただくものですので、各農薬に関する御質問、御見解は部会の中でいただくこととして、事務局より説明のあった事項について何か御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、諮問を受けたこれらの農薬につきましては、関係する部会でそれぞれ御審議いただき、審議結果を後日の農薬分科会に御報告いただくこととなりますので、各部会の関係の先生方、どうぞよろしくをお願いいたします。

続きまして、議題（9）の「農薬原体の同等性の評価方法について」の改正について（報告）に入ります。

原体部会での議論の結果を水口委員から御報告いただきます。

○水口委員 農薬原体部会の部会長の水口でございます。

部会を代表いたしまして、「農薬原体の同等性の評価方法について」の改正について報告させていただきます。

資料16を御覧ください。

まず、1番、背景についてです。

農薬原体の成分規格が設定されている農薬について、農薬原体の製造方法の変更等を行う場合には、変更後の新たな農薬原体と初めに設定した成分規格の根拠となった農薬原体それぞれの成分及びその含有濃度を比較して、同等かどうかを判断することとしています。

農業資材審議会農薬分科会検査法部会において、初めて成分規格の設定が了承されてから約7年が経過し、先ほどの比較により同等と判断された後、更に別の製造方法による新たな農薬原体について審議を要する事例も生じていますが、比較する際の参照元は初めに設定した成分

規格の根拠となった農薬原体であり、過去に同等と判断した際の審議内容は考慮されていませんでした。

例えば初めに設定した成分規格の根拠となった農薬原体には水が含まれておらず、変更後の新たな農薬原体には水が含まれている場合に、水に毒性の懸念はなく、両原体は同等と判断したとします。その後、別の新たな農薬原体に水が含まれている場合、比較する際の参照元は水が含まれていない当初の農薬原体であり、水が含まれていても同等といえるか改めて検討することとなっていました。

次に、2番、農薬原体部会決定の改正です。

農薬原体部会で農薬原体の同等性を審議した際には、その審議結果を踏まえ、必要に応じ、次回以降に同等性を審議する際の参照元となる規格「参照規格」を更新することとし、農薬原体部会決定を資料16-1のとおり改正いたしました。

さきの例では、新たな農薬原体において水が含まれていても同等と判断した際に、参照規格に水を追加して更新します。その後、別の新たな農薬原体において水が含まれている場合には、水の毒性について改めて検討することなく、参照規格と比較するだけで済むようになりました。

農薬原体部会決定の具体的な改正案は、資料16-1にあります。最後の10ページを御覧ください。

(3)を追加し、新たな農薬原体が成分規格の根拠とした農薬原体と同等であると判断できる場合であって、新たな農薬原体中の成分の含有濃度が参照規格を満たさない場合には、その成分の毒性を考慮し、参照規格を更新することができる旨を規定いたしました。

報告は以上です。

○夏目分科会長 水口委員、ありがとうございました。

それでは、ただいま御報告のございました農薬原体の同等性の評価方法についての改正について何か御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

○有江委員 すみません、お恥ずかしながら余りよく理解できていないのですが、参照規格を変更して新しいものを参照規格とし得るという意味ですよね。製造方法を元に戻すときはどういうふうになるのでしょうか。例えばさっき水のお話をされましたけれども、水が入っていないものを新たに原体として使用する、要するに大元のものをつくりたいときにはそっちを参照できなくなっているという理解ですか。

○柴田審査官 事務局でございます。

更新ということですので、新しいものに置き換えるというわけではなくて、初めてのものと追加したものを組み合わせたような形で参照元をつくるということになってございます。

○有江委員 更新はそういうことですか。

○夏目分科会長 ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、今後、農薬原体部会では御報告いただいた内容に沿って審議していただくということをお願いいたしたいと思います。

次に、議題（10）の生活環境動植物に係る長期的な農薬暴露の影響に関する評価の導入について（答申の報告）に入ります。

まず、事務局より御報告をお願いいたします。

○浮穴室長 環境省農薬環境管理室の浮穴でございます。

私の方から資料17に基づきまして、生活環境動植物に係る長期的な農薬暴露の影響に関する評価の導入についてということで、中央環境審議会の答申について御報告いたします。

環境省では、農薬による環境影響を防止する観点から、水域及び陸域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準及び水質汚濁に係る農薬登録基準を設定しているところでございます。

これまで第6次環境基本計画及び生物多様性国家戦略2023－2030において農薬登録制度における生態リスク評価の拡充を図ることが位置づけられておりまして、農薬による長期暴露影響の評価導入について中央環境審議会で検討がこれまで進められてきたものでございます。その結果につきまして、本年1月26日付けで中央環境審議会会長から環境大臣に対し答申がなされたところでございます。

答申の概要でございます。

まず、基本的な考え方でございますが、生活環境動植物を対象に、繁殖能を含む個体群の存続への影響を評価するというところでございます。評価対象は全ての農薬でございます。なお、既に登録のある農薬については、原則として再評価の2巡目から評価することとし、生態リスクが大きいと考えられるものについては再評価2巡目を待たずに評価いたします。

（2）でございます。水域の生活環境動植物に係る評価の方法でございます。評価対象の動植物は魚類及び甲殻類等を対象といたします。

評価方法につきましては、魚類の初期生活段階試験及びオオミジンコ繁殖影響試験というこ

とで、それぞれOECDのテストガイドラインが既にございます。これに基づいて試験を行いまして、無毒性濃度（NOEC）又はEC₁₀を決定いたします。10%阻害するような濃度でございます。

それから、魚類及び甲殻類それぞれについて、最も低いNOEC又はEC₁₀を不確実係数で除して、魚類長期影響濃度及び甲殻類の長期影響濃度を算出して、これらを登録基準値、長期の基準値といたします。

それを暴露評価と比較いたします。暴露評価につきましては、段階制（Tier制）でもって評価をいたします。水域の環境影響動植物につきましては、水田、非水田の使用区分ごとに21日から40日の平均の予測濃度を算出しまして、これを長期水域PECと呼びますが、これを算出し、必要に応じて精緻化いたします。精緻化においては、実際の田面水濃度や模擬ほ場の試験データを活用いたします。

リスク判定につきましては、長期水域PECが登録基準値を超える場合、水域の生活環境動植物に著しい被害のおそれがあるをいたします。

続いて、陸域の生活環境動植物に関する評価でございます。対象は鳥類でございます。

評価方法は、まずは毒性評価につきましては、鳥類の繁殖毒性試験及び鳥類急性経口毒性試験、それぞれOECDのテストガイドライン等が既にございます。これに基づきまして、無毒性濃度（NOAEL）及びLD₅₀を決定しまして、NOAEL又はLD₅₀を10で割って、体重で調整をかけたLD₅₀ $Adj/10$ という値を算出しまして、これらのうち低い値を不確実係数で除しまして、登録基準値（長期）といたします。

暴露評価につきましては、鳥類予測濃度、鳥類の暴露シナリオごとに2段階制で評価をいたします。暴露経路については、餌の由来を考慮しまして、水稻、果実、種子又は昆虫及び飲水、田面水による経口暴露とし、生物蓄積性が懸念される場合には魚類や土壌無脊椎動物等を摂餌するシナリオも想定いたします。初期評価については、評価期間を21日間とするということでございます。

こうして計算しました結果、必要に応じて二次評価としまして精緻化をいたします。いずれにしても、リスク判定においては長期予測暴露量が登録基準値を超える場合に鳥類への著しい被害のおそれがあるをいたします。

今後の予定でございます。長期暴露影響評価の導入に当たりまして、申請者から必要な試験成績の提出を求める手続等を今後整理いたします。一定の経過期間を設定した後、評価を進め、現行の生活環境動植物に係る農薬登録基準に加えて、長期の農薬登録基準を設定するというものでございます。

4 ページ以降、環境省の評価の概要を図に示したものを付けておりますので、必要に応じて御覧ください。また、答申の本体につきましては、参考資料5に掲載しております。そのほか、参考資料6に今後の対応についてということで、環境省の対応をまとめてございます。

説明は以上になります。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明のあった生活環境動植物に係る長期的な農薬暴露の影響に関する評価の導入について（答申の報告）、御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

平沢委員、お願いします。

○平沢委員 今、この4ページの水域の影響で、やっぱりユスリカ幼虫とかが入ってくるんですけども、何かここまで見ちゃうとユスリカはすごい厳しくなり過ぎるのかなと思ったんですけども、そういうものでもないんですか。

○浮穴室長 今ユスリカの幼虫の試験について御質問を頂きました。ユスリカ幼虫につきましては、急性影響評価につきましては既に平成28年から導入しているところでございます。それにつきましては、従来それ以前は甲殻類ということで、オオミジンコ等ということで主にミジンコを対象にした試験が行われていたわけでございますが、農薬の種類によりましては、昆虫のような無脊椎動物の中でも種類によって感受性が大きく違うというものがあるということが報告等ございまして、評価を充実させるということでユスリカ幼虫の試験を急性毒性については既に導入しているところでございます。

今回の長期影響評価につきましては、先ほど御説明しましたように水域の生活環境動植物については、まずは魚類及び甲殻類等ということでございまして、魚類は魚類でございまして、甲殻類等につきましては、オオミジンコ繁殖影響試験、これを基本といたしますので、ユスリカ幼虫についての長期影響評価試験というのは、現時点では対象として必須とは考えていないところでございます。

○平沢委員 つまり、これユスリカは入っているわけではない。

○浮穴室長 ユスリカは急性影響の方で評価対象に入っています。

○平沢委員 長期では入らない。

○浮穴室長 今回、長期でまずは魚類と甲殻類ということでございます。

○平沢委員 分かりました。すみません、誤解していました。

○夏目分科会長 ほか、いかがでしょうか。

木幡委員。

○木幡臨時委員 農薬の新規登録を取るのに必要な費用と期間は、20年ほど前は100億、8年、直近では450億円の14年とされています。それは時代とともにいろんな評価が変わってきたので、それは当然のことですが、例えば直近では再評価いただいている剤もなかなか登録にならない。新規登録や適用拡大も難しい。この中で鳥類の評価についてやっていただいているのですねけれども、鳥類の新たな評価を頂かなきゃいけない。実際この日本の中で、鳥類で御評価いただける施設がどれだけあるのでしょうか。それによってまた登録が遅れていると。お金がかかるのは仕方がない。時間がかかるというのは非常にもったいない話でございますので、それを推進してくださるのであれば、予算を取ってそういう施設をまた作るとか、どこかに依頼をしていただくとか、そういう御協力も是非ともよろしく願いいたします。

○浮穴室長 ありがとうございます。

まず、鳥類の試験につきましては、まずは現状既に試験成績のある農薬で、リスクが高いというようなものについて評価を進めるということを考えているところでございます。全ての農薬について評価をするのは、再評価の2巡目ということになるわけでございますけれども、今御指摘のありましたように試験の実施可能性というものも非常に重要な要素になってくると考えております。そういう意味で、国内で試験が実施できるような試験実施体制につきましても、環境省としても対応していくということで今考えているところでございます。

ただ、まずは試験を進めていく上で引き続き必要に応じた改善等は図っていきたいと考えているところでございます。

○夏目分科会長 ほか、いかがでしょうか。

岩田委員、お願いします。

○岩田委員 ちょっと質問と意見と二つありまして、一つは生態リスクが大きいと考えるものについて、再評価2巡目を待たずに評価するというコメントがあるのですが、ここは先ほどおっしゃられた急性影響評価のところから判断されると思うのですが、何か具体的な基準とかその辺のお考えがあれば教えていただきたいというのが質問です。

意見の方は今のお話でもそうなのですが、いわゆる魚類なり甲殻類と鳥類のところ、やはり試験機関がかなり少ない、時間もかかるという現状になりますので、その辺りの経過措置的なところを十分に見ていただきながら、そういった環境が整った中で進めていただけるのが有り難いと考えております。

○浮穴室長 御質問、御意見ありがとうございます。

まず1点目の質問の件ですけれども、参考資料6の3ページを御覧いただければと思います。

再評価の2巡目を待たずに評価の対象とする農薬についてでございますが、これにつきまして中央環境審議会の方で議論いたしまして、水域の生活環境動植物に関する農薬につきましては、1の(1)から(3)に掲げた条件になる有効成分を想定しているところでございます。例えばでございますが、(1)に掲げたように急性影響に係る登録基準が水域のPEC、予測濃度と近接しているもの、これはリスクが高いというふうに想定するものとなります。そういうような形で(1)から(3)、それから、鳥類に関しましては、2の(1)、(2)に掲げたように、既に欧州又は米国で長期暴露による影響評価が行われているというもの、それから、(2)申請者が鳥類の試験のデータを既に保有しているものということでございますので、現状データがないものについて急いで鳥類の試験をやらなければいけないという状況ではございませんが、一方で、試験実施の可能性、今後のところにつきましては経過措置等も考慮しながら設定していくということでございます。

経過措置をどの程度取るのかということにつきましては、適切に設定をしていきたいというふうに考えているところでございます。いずれにしましても、国際動向等も踏まえながら、評価を充実していくというところにつきましては政府の方針ということになっている中で、こちらとしてもしっかり対応していきたいと考えているところでございます。

○岩田委員 そこは理解をしておりますので、やはり現実に合わせて形での調整、いわゆる柔軟性を持った形で現場対応していただけると有り難いと思っています。

○浮穴室長 農薬メーカーの皆様にも御説明しており、実行可能性も考慮しながら進めていきたいというふうに考えております。

○岩田委員 よろしくお願ひします。

○夏目分科会長 天野委員、お願ひします。

○天野臨時委員 恐れ入ります。日植防の天野でございます。

感想というか意見といいますか、一つは今2巡目を待たずに評価の対象とする農薬ということで、水域と陸域と該当するようなものを挙げているところで、これを見ますと、やはり例えば水域のモニタリングのところで検出されるようなものというふうにありますので、少なくとも量の成分が該当してくるのではないのかなというふうに思っております。再評価がもう既に申請等も進んでいる中での追加の導入ですので、そういった意味で混乱ですとか、これによって評価が更に遅れるということがないように配慮いただきたいと思います。それが1点です。

もう一点は感想のようなこととなりますけれども、水域の方の暴露量といいますか、モニタリングという手法がありますので、実際のところ、予測したものが一現況どうなっているか

ということがある程度把握できるような状況にあります。一方、陸域の方では予測の暴露量というものが試算されるものの、実際のところどうなっているのかというのはモニタリング手法がありませんので、分からない状況にあると思います。こういったところも急ぎ何らか手法が考案されるといいなというふうに思っております。

以上です。

○浮穴室長 御意見ありがとうございます。

評価が遅れることのないようにということ御意見を頂きました。現状既に再評価で申請いただいている農薬につきましては、仮に再評価1巡目で評価するという場合でも、長期暴露評価につきましては切り離して実施をしていくということで考えているところでございます。そういうような形で、現状既に再評価が進んでいるものについて、再評価が遅れることはないように配慮したいと考えております。

また、今後、再評価申請が行われる農薬につきましても混乱等がないようにしっかりと説明等対応をしていきたいというふうに考えております。これまでも農薬の事業者さん、団体の皆様に説明会を開催してきているところでございます。引き続き、必要に応じて説明等の対応させていただければと思っております。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

櫻井委員、お願いします。

○櫻井委員 欧州とか米国とかということを書かれておられたのですが、そういう国ではもうスタンダードとしてこれをやっているということですか。

○浮穴室長 取り入れております。

○櫻井委員 やっているのは、ヨーロッパとアメリカですか。

○浮穴室長 全ての国はちょっと細かく調べているわけではございませんが、少なくともEU、それから、アメリカにつきましてはやっているような試験成績を今回長期影響評価ということで国内でも追加で要求するというところでございます。

○櫻井委員 なるほど。ただ、やっぱりアメリカとかと日本では作物の事情となかなか同じにならないので、日本の方が試験になったときに負荷が大きいような気はするんですけども、その辺はどうでしょう。みんな横並びでいいのですかね。

○浮穴室長 いろいろな考え方があるかと思いますがけれども、一方で国内の農薬使用量が海外に比べて多いんだというような御意見を頂いたり、あるいは農薬の影響でもって水域の魚が減

っているのではないかと、いろいろ影響が実はあるのではないかと御懸念を持たれる方がおられるのも事実でございます。そういう中で、環境省がこれまでの急性毒性だけではなくて、長期的な影響についてもきちんと評価をしているということでもって、少なくともこれまで以上にきっちり評価をして使用できるというような状態をつくっていくということが総じて生態影響という観点から重要になってくるのかなと。他方、食料安全保障あるいは安定生産上影響があるというようなことは、一定の配慮をしながら対応していく必要があるとは考えております。まず実際の評価のシミュレーション等をこちらを進める中で、現実も考慮しながらやっていく必要があるかとは思っております。

○櫻井委員 今言われたように、じゃあ実際に農薬のせいで何か破壊が起こったとか、しっかりサイエンティフィックに立証された事例はあるのですか。

○浮穴室長 今年に入ってから、例えばネイチャーあるいはサイエンスというような学術雑誌に農薬の環境影響ということについて、学術論文が公表されているというような現状もございます。そういう中で農薬環境影響ということについて、これは日本だけではなくて世界各国、国際的な枠組みの中でも農薬の環境影響というものを減らしていくということが位置づけられている中で、各国それに向けて取り組まなければいけないというような方向になっているのも事実でございます。

その辺りを現実とのバランスも考慮しながら対応していくという中で、長期影響評価あるいは農薬の評価ということについて、もっとたくさん評価すべきではないかですとか、いろいろより厳しく評価をするという方向への御意見というのも実はいろいろあるわけですが、そういう中で現状既に海外等でもやっているもので、国内でも現実的に実施できるというところをやっていくということで考えているものでございます。

○櫻井委員 提案しているものに関しては、ヨーロッパなりアメリカなりでとんでもない負担になっているということではないという認識ですか。

○浮穴室長 私どもが今日御説明させていただいた範囲の評価であれば、海外でもとんでもない負担になっているという現実があるというような話は、現時点では聞いてございません。

○夏目分科会長 五箇委員、挙手されていますでしょうか。

○五箇委員 国立環境研究所の五箇です。

今議論されております長期、いわゆる慢性毒性影響試験ということについて、環境省の方で検討会を開いたときに私自身が座長を務めさせていただいていたのですけれども、基本的にやはり従来の農薬と違って、最近の農薬ですと、割と低濃度で長期間暴露することで成長過程に

影響が出るというケースが出てくるということもあって、実は先ほどどういった影響が野外で起きているかということについて我々も研究プロジェクトを進めていく中で、特に浸透移行性殺虫剤といったものが急性毒性値よりはるかに低い濃度で結局生活史の長いトンボのようないわゆる脱皮を繰り返して、最後に成虫になるというところまで行かないと繁殖できないような生き物に関しては非常に大きな影響が出るということを様々なデータから検出しまして、結局のところ、急性毒性だけでは拾えない影響というものがやはり野外で起こり得るだろうということで、こういった慢性的な毒性影響評価というものが必要になってくるだろうと。それと先ほど言ったように、既に海外においてもそういったシステムが導入されているということから世界基準に合わせるということで、環境省としてもこういったシステムを検討したということになります。

ただ、正直なところ、ミジンコで慢性毒性をやっても余り生態影響として本当に野外における生物多様性保全の役に立つかどうかというのはまだまだ議論が必要であり、本来ならば先ほどから議論がありますように日本という環境における農薬の使用実態とそこで暴露する生き物といった形での評価というシステムがこれから求められてくることであろうと。ただ、いかにせんやはり世界標準といった枠組みから抜けられないというところがあって、今回はこういった形で水域に関してはオオミジンコを使って、陸域に関しては鳥類を使ってという毒性システムが導入されているということになります。

以上です。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御意見ありますでしょうか。

資料を見ると、環境基本計画は令和6年ですけれども、今回の中央環境審議会からの答申が1月末ですよ。今回この答申の報告が出るというのは、かなりのスピードじゃないかと思うんですけども、今後の予定というか進め方というのはどうなっているのでしょうか。

○浮穴室長 今後の予定でございますが、一定の猶予期間を設けた上で実行していくということにしております。まずはこれらの試験が必要だということにつきまして、農林水産省の通知の改正により、必要な試験項目として位置づけていくということを予定しております。その上で実際にどの農薬が評価対象になるかということにつきましては、個別にリストアップしたものを農薬メーカーにお知らせするというを予定しております。

いずれにしても、今回、令和6年の第6次環境基本計画から非常に短いスパンなのではないかという御意見がありましたけれども、長期影響評価につきましては、実はもっと前から必要

なのではないかということで議論されてきたものが今回形になったというものでございます。中央環境審議会の答申案につきましては、昨年3月に答申が出されまして、ただ、そこからパブリックコメントですとかあるいは農薬メーカーの方に説明、実態の把握等を進めてきたという中で、今回答申されたということになります。

○夏目分科会長 分かりました。ありがとうございます。

平沢委員、お願いします。

○平沢委員 今、櫻井先生の話聞いて思ったのですが、確かにEUとかアメリカがやっているといっても、欧米と日本、アジアはやっぱり気候が違うので、同じにするというわけにはいかないのではないのでしょうか。日本でも別に好きこのんで農薬を使っているわけじゃなくて、必要があるから使っていて、なかなか減らせないという状況があって、それで世界標準に環境を合わせるといのでいくと、本当に食料安全保障の視点からすると、なかなか難しいなと思いつつも、これは絶対やらなきゃいけないことになっているということですよ。

○浮穴室長 環境省の計画としては、環境基本計画、それから、生物多様性国家戦略に基づいてやるということで位置づけているものでございます。いずれにしても、この評価につきましては毒性評価であったり暴露評価をするということになります。それは科学的に評価をするものでございます。それを踏まえて、一定程度のリスクがあることを前提に使うのかどうかみたいなことについて仮にあったとしますと、どのようなリスク管理措置が必要かというようなことになってくるかと思えますけれども、一定のリスクがあることを前提に、それでも使うという必要性があるのかという議論はまた別のところでは必要かもしれませんというふうに考えています。

○夏目分科会長 ほか、いかがでしょうか。

なかなか難しい問題で、評価も必要だし、農薬も必要だし、両方必要な状況でメーカーは苦しいところじゃないかと思うんですが、いずれにしる、やはりきちっとリスク評価をして、必要性を評価して進めていかざるを得ない状況にあるのかなと思います。

ほかに御意見、よろしいでしょうか。

今日は御説明ありがとうございました。今後、生活環境動植物に係る長期的な農薬暴露評価の導入に向けて作業が進んでいくことと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

その他の議題として、先生方から何かございますか。

ないようでしたら、本日予定しておりました議事は以上となります。

進行を事務局にお返しします。

○宇井室長 夏目分科会長、議事進行、誠にありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、本日長時間にわたりまして御審議賜りまして、誠にありがとうございました。

今回の議事要旨、それから、議事録につきましては、事務局で案を作成いたしまして、委員の皆様にご確認いただきました後、公開させていただきたいと考えております。

ここまでのところで事務局による審議会の運営等を含めまして、先生方から御不明な点、御質問等ございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

ありがとうございます。

そうしましたら、以上をもちまして本日の農業資材審議会農薬分科会を閉会とさせていただきます。

本日は御審議いただき、誠にありがとうございました。

午後4時40分 閉会